

～生活困窮者支援～ 津別町出張相談会のご案内

生活に困りごとや不安を抱えている場合に、どうしたら解決できるか、一緒に考え自立に向けた支援・相談を行っています。
ひとりで悩まないで、遠慮なくお電話ください。

《出張相談会開催日程》

令和3年	令和4年
10月7日(木)	1月7日(金)
11月4日(木)	2月3日(木)
12月2日(木)	3月3日(木)

《開催時間》

【全日程】
午後2時30分～
3時30分

相談会会場 役場1階健診ホールまたは相談室
実施者 オホーツク相談センターふくろう（北海道受託事業者）
問い合わせ・予約先（事前予約制）
オホーツク相談センターふくろう ☎0157-25-3110

税務収納係から
のお知らせ

10月は「町道民税」、
「介護保険料」第3期
「国民健康保険税」、
「後期高齢者医療保険料」
第5期の納付月です。

納付期限は11月1日(月)です。
口座振替をご利用の方は、引落口座の残高のご確認をお願いします。

問い合わせ先
住民企画課 税務収納係10番窓口
☎77-8376

木質ペレットストーブ購入費補助のご案内

地球温暖化防止や津別町の森林資源の地産地消を目指し、木質ペレットストーブを購入する方に対して、購入費の一部を補助します。

補助の対象者

- 津別町内に住所を有し、町内の住宅や事業所、自治会などの活動拠点施設に木質ペレットストーブを設置する方
- 町税を滞納していない方 ●令和4年3月31日までに購入し、設置できる方
- ペレットストーブの使用状況等について、町が行うモニター調査に協力できる方



新庁舎のペレットストーブ

補助金の額

- ペレットストーブ本体の税抜き価格の3分の2以内で、1台25万円を限度とします。（中古品を除く。設置費等を除く。千円未満は切り捨て。）



さんさん館のペレットストーブ

申請方法

- 申請様式は町ホームページからダウンロードできます。
- 補助の申請及び交付等については、「津別町木質ペレットストーブ導入支援事業補助金交付要綱」によります。
- 補助を希望される方は、ペレットストーブ購入前に補助の申請手続きを行ってください。



▲町ホームページ
QRコード

補助に関する問い合わせ・申請先 産業振興課 再エネ推進係 17番窓口 ☎77-8387
購入に関する問い合わせ先 津別町ペレット協同組合 ☎76-4934（株式会社山上木工）

募集期間

10月7日～10月14日
(土日を除く)

受付場所

建設課住宅係
庁舎2階20番窓口

入居資格

- ①現に同居し、又は同居しようとする親族等がある方(単身者向け住宅除く)
- ②入居者及び同居者の合算所得が、認定収入額の基準内であり、住宅に困窮している方(下記の世帯人数別の年間所得額一覧表を参照)
- ③入居者及び同居者、又は同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと

今回公募する公営住宅(入居時期10月下旬)

町営住宅

団地名	住 所	建設年度/規模	家 賃	駐 車 場	共益費	入居区分
旭町団地	旭町69番地1	H26/2LDK	21,100~31,500円	1台分 300円	600円	世帯用
豊永団地	豊永54番地1	H5/2LDK	17,800~26,500円	1台分 300円	500円	世帯用
豊永団地	豊永58番地3	H8/3LDK	21,000~31,300円	1台分 300円	500円	世帯用

特定公共賃貸住宅

団地名	住 所	建設年度/規模	家 賃	駐 車 場	共益費	入居区分
新町団地	新町27番地19	H24/1LDK	30,000円	1台分 300円	700円	単身用
緑町第2団地	緑町7番地1	H23/2LDK	40,000円	1台分 300円	700円	世帯用

提出書類

入居申込される方が津別町民の場合

- ①入居申込書（HPからダウンロード可）
- ②マイナンバー提供書（HPからダウンロード可）

入居申込される方が津別町民ではない場合

- ①入居申込書（HPからダウンロード可）
- ②入居予定者全員の住民票
- ③滞納のないことの証明書
- ④入居予定者の所得が確認できるもの

入居にあたっての留意事項

- ①犬・猫等ペットの飼育はできません。（一時預かりの場合も禁止です）
- ②入居が決定したときは、3ヶ月分の家賃に相当する金額を敷金として納付していただきます。
- ③独立の生計を営み、入居申込者と同程度以上の収入を有する連帯保証人1名が必要です。
- ④入居後の各種手続きについては、ご自身で行っていただきます。

(参考)世帯人数別の年間所得額一覧表

単位：千円

住宅区分	区 分	世帯区分				
		1人	2人	3人	4人	5人
町営住宅 (所得上限)	通常の入居者	1,896	2,276	2,656	3,036	3,416
	入居の特例	2,568	2,948	3,328	3,708	4,088
特定公共 賃貸住宅	所得下限(50歳未満)	1,896				
	所得下限(45歳以下)		1,856	2,236	2,616	2,996
	所得下限(45歳以上)		2,276	2,656	3,036	3,416
	所得上限	3,108	6,224	6,604	6,984	7,364

※上記所得金額を超える場合でも控除額等により入居可能な場合があります。
※入居の特例は障がいのある方などが入居される場合に適用されます。

入居申込・問い合わせ先 建設課住宅係20番窓口 ☎77-8390

津別町HP 住宅情報

